

広島市長 松 井 一 實 様

2023 年度広島市予算編成にあたっての要望書

2022 年 10 月 3 日

日本共産党広島市会議員団

団 長	中原 洋美
幹 事 長	中森 辰一
副幹事長	近松 里子
	藤井 敏子
	吉瀬 康平

目 次

総務関係	P 3
消防上下水道関係	P 4
文教関係	P 5
経済環境関係	P 7
厚生関係	P 8
建設関係	P 11
防災関係	P 12
物価高騰対策関係	P 12

今年2月、プーチン大統領が「核兵器を使う」と世界を脅したことは、核兵器禁止条約に違反するものであり許されません。改めて今、被爆地の果たす役割の重要性が増しています。

6月に開催された核兵器禁止条約第一回締約国会議は、核兵器保有国の言い分である「核抑止」を否定し、非人道的な被害から人類を救う道は核兵器廃絶しかないことを確認する宣言を採択しました。この場に被爆国日本政府が欠席したことは、まことに遺憾であり、被爆地の心を踏みにじるものです。

また、長引くコロナ禍に、第7波による感染者の急増と物価高騰が追い打ちをかけ、市民の命とくらしを脅かし続けています。

「軍事費倍増よりくらしと社会保障に予算を」の声は大きくなっています。しかし国は、コロナ対策は成り行きまかせで、物価高騰対策も不十分です。市民のくらしに最も身近な地方自治体が「公助」の役割を果たすことが、これまで以上に求められています。

つきましては、2023年度の予算編成にあたり97項目の要望を提出しますので、予算に反映していただくようお願いします。

《総務関係》

1. 市民のライフスタイルに応じた学びを支援し、課題解決のための情報拠点としての役割が果たせるよう図書館予算を増やすこと。
2. 中央図書館などの商業ビルへの移転は中止すること。また、こども図書館は拡充し整備すること。
3. 中央公園内で築年数が最も古い青少年センターの再整備を急ぐこと。その際、利用者の意見をよく聞いて、青少年の多様な活動の場としての機能を維持すること。
4. 災害や感染症の拡大が続いており、現場の疲弊を緩和するため正規職員を増やし、余裕のある職員体制とすること。
5. 第二次男女共同参画基本計画に掲げた、市職員の女性管理職の登用目標を早期に達成すること。
6. 正規の市職員を増やす計画がなく、長時間労働が解消されていないことが、女性職員が管理職を目指すための障害となっている。長時間労働解消計画を立てて推進すること。
7. 市が率先して男性職員の育児休暇取得の目標を達成すること。
8. すべての非正規職員を正規職員にして賃金格差を解消し、ジェンダー差別の解消を図ること。
9. 公共施設や学校の女性用トイレに返却不要の生理用品を設置すること。
10. 本庁舎内の駐輪場の収容台数は大幅に不足しており、来庁者が利用しやすいよう駐輪場を増やすこと。
11. 学区集会所など二階建て以上の施設にエレベーターを整備するなど、バリアフリー化

を進めること。

12. 投票所に行くことが困難な高齢者や交通弱者に配慮し、投票所を増やすこと。
13. 公共工事等は重層的な下請け構造で行われている。労働組合がない圧倒的多数の業者の末端まで、人間らしい労働条件を確保するため公契約条例を制定すること。
14. 2023年5月に広島市で開催されるG7サミットまでに、核兵器禁止条約を批准するよう被爆地広島市として繰り返し日本政府に申し入れること。
15. 岩国基地の強化により、被爆地ヒロシマの上空を米軍機が飛来する回数が増えている。米軍に被爆地上空の飛行を中止させるよう日本政府に求めること。
16. 反社会的カルト集団である世界平和統一家庭連合（旧統一教会）や、その関連団体と市は関わらないよう徹底すること。

《消防上下水道関係》

- 1.大雨により災害が発生し、全市的ながけ崩れなどへの不安が増している。市ががけ崩れ対策や急傾斜地崩壊対策事業を進めるとともに、危険箇所は計画的に対策をするよう県に強く働きかけること。
- 2.すべての砂防堰堤を定期的に点検し、いつ大雨が降っても堰堤の機能が果たせるよう管理を県に要請すること。
- 3.安佐南区長束と安佐北区矢口にポンプ場が増強されたが、それでも浸水被害が起こった。原因究明とともに再発防止への対策を早期に行うこと。
- 4.「防災事業は大規模プロジェクトとのバランスを取りながら進める」との方針では「災害につよいまちづくり」は、後回しにならざるを得ない。災害が多発する現状にあり、

公共事業の軸足を防災事業におくようにすること。

《文教関係》

●学校

1. 中学2、3年生も早期に35人以下学級にすること。
2. 少子化を理由に正規教職員を減らさず、少人数学級を進めていくこと。少なくとも学級担任は全員正規教職員にすること。
3. 教員の増員と業務量の軽減で、多忙化と長時間勤務を解消すること。
4. 教員が仕事をもち帰り自宅で作業している実態を把握するため、調査を行うこと。
5. 教職員の各段階の研修の中に、子どもの権利条約を学ぶプログラムを取り入れること。
6. 子どもたちの健康を守るため、理科室などの特別教室や体育館にエアコンを早期に設置すること。
7. 学校のトイレはすべて洋式化すること。
8. 新型コロナなどの感染症対策のため、すべての教室に空気清浄器を設置すること。
9. 義務教育無償の原則に立ち、学校教育で必要なものはすべて公費で負担すること。
10. 就学援助制度の基準額を生活保護基準の1.3倍に引き上げること。
11. 給食費は無償にすること。

12. 学校給食に有機農産物の活用を推進すること。
13. 輸入小麦粉のほとんどから発がん性物質であるグリホサートが検出されている。基準内だから安全とは言えない。給食用のパンは国産小麦に切り替えるか、米粉パンあるいは米飯に変えること。
14. 老朽化した小学校の給食室は現地で建て替え、自校単独調理方式を維持すること。
15. 労働安全衛生法上、エアコン設備のない調理場は命の危険がある。すべての施設に対し、直ちに空調設備を整備すること。
16. 児童・生徒が増え続けている特別支援学校のマンモス化を解消するため、出島以外の場所への分離増設の検討を進めること。
17. 特別支援学級の学級編成基準は、1学級8人が標準とされているが、現場からは、重複障害のある異年齢の障害児を8人も指導することは、大変との声があがっている。6人以下の学級になるよう国に編成基準の見直しを求めること。
18. 中学校は各区に一つ、小学校は中学校区ごとに一つ、さらに高等学校にも通級指導教室の設置を進めること。
19. 特別支援学級の指導員を学習サポーターに置き換えるという方針を撤回し、要望のあるすべての特別支援学級に指導員を配置すること。
20. 朝鮮学園への支援を拒否していることは、国際平和文化都市としての姿勢が問われる。県・国に補助金を復活させるよう求めるとともに、平和都市として市独自の判断で朝鮮学校に補助をすること。

●児童館・放課後児童クラブ

1. 2023年4月からの放課後児童クラブの有料化は中止すること。

2. 子どもの居場所である児童館や放課後児童クラブを公設公営で維持すること。「指定管理者制度」を導入しないこと。
3. 児童館、放課後児童クラブのトイレはすべて洋式にすること。また、男女別トイレを整備すること。
4. 児童館をすべての学区に短期間で整備する計画を早期に作成すること。
整備に当たっては余裕教室の利用ではなく、遊戯室なども確保されたセンター館とすること。
5. 児童館の遊戯室へのエアコン設置を早急に計画的に整備すること。
6. 児童館や放課後児童クラブの指導員の慢性的な欠員は、非正規職員である会計年度任用職員のままでは解消できていない。指導員の正規職員化に取り組むこと。
7. 放課後児童クラブの保育の質を保つため、指導員の三人体制へとさらなる拡充をはかること。
8. 放課後児童クラブの書類の受付以外の説明や、決定に関わる苦情、入所についての相談の対応は、担当課が責任をもって対応すること。

《経済観光環境関係》

1. 地域経済を活性化させるために、耐震対策事業や、高齢者・障がい者住宅改善とは別に、住宅リフォームを対象とする市独自の補助制度を早期に創設すること。
2. 災害の原因となる急傾斜地危険区域（レッドゾーン）への巨大風力発電の建設は反対すること。
3. 政府は有機農業推進法を作り、拡大目標を掲げている。市も、環境保全型農業として

有機農業の具体的推進と育成を更に進めること。

4. 平和大通りにパーク PFI の導入はしないこと。公園は市が管理し、必要なトイレ・ベンチは市の責任で設置すること。
5. ゴミ焼却場の建て替えは、プラスチックゴミの発生抑制や資源化と焼却ゴミの減量に努め、処理能力を縮小するよう見直すこと。
6. 建設残土埋め立てや廃棄物処分場のための林地開発は、住民の合意抜きに許可しないよう条例等で開発を規制すること。
7. 広島市の地域経済の最大の担い手は中小企業であり、その振興をはかる施策をいっそう推進するため、「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。実効性あるものにするために、策定当初から中小業者を参加させること。
8. 今年 8 月 1 日に発表された「気候非常事態宣言」を生活のなかに具体化させるため、太陽光など再生可能エネルギーの普及拡大へ市が独自制度を復活すること。

《厚生関係》

●保育園・子ども

1. 子どもの医療費補助制度は所得制限をなくし、入院・通院ともに高校卒業まで拡充すること。
2. ひとり親家庭医療費補助制度に一部負担を求めないこと。
3. 安佐市民病院に 365 日の夜間小児科救急を設置すること。そのために市の小児科医を増やすこと。
4. 公立保育園の 3 歳児以上の子どもに、温かい主食を提供し完全給食を実施すること。

5. 給食材料費を実費負担とせず、主食費も含めて市が負担し、保育料を完全無償化すること。
6. 少子化を理由に公立保育園を統廃合せず、配置基準を見直し、保育士ではなくクラス定員を減らすこと。
7. 保育士の給与・待遇を全労働者の平均との差をなくすよう改善するため、予算を増額すること。
8. 障がいの程度に関わらず、障がい児が保育園にいる時間は専任の保育士を配置すること。

●障がい児・者

1. 障がい者団体の代表が地域防災計画の会議に参画し、直接、意見が述べられるようにすること。
2. 介護保険制度の対象となる65歳になった障がい者へのサービスは、従来通りのサービスが使えるようにすること。
3. 放課後等デイサービスの利用について、保護者からの申出書と相談支援専門員の利用計画への必要性の明記がされていれば、原則を超える日数を認めること。
4. 精神障がい者の入院補助制度を創設すること。

●介護保険・高齢者

1. 加齢性難聴者の補聴器購入費の補助制度を創設すること。
2. 市独自で介護職員の報酬を引き上げるよう予算を確保すること。

3. 敬老パスなどの交通費補助制度を創設すること。
4. 年金で入所できる高齢者入所施設を整備すること。
5. 介護保険料の引き下げを国に求めること。
6. 高齢者が多く利用する公共施設のトイレはすべて洋式化すること。特に利用者から苦情の出ている中央老人福祉センターのトイレは早急に取り組むこと。

●生活保護

1. 危険な暑さのなかで、エアコンは命を守るために欠かせない。全ての生活保護世帯がエアコンを利用できるよう市独自に制度を創設すること。夏の電気代を賄うため、夏季加算を復活させること。

●国民健康保険

1. 保険料の滞納者に対する強引な差し押さえはやめること。滞納せざるを得ない高すぎる保険料を引き下げること。
2. 収入に比べて高すぎる保険料が払えない人がないよう、生活保護基準の1.3倍以下の低所得世帯を対象とする、市独自の恒常的な低所得世帯のための保険料減免制度を創設すること。
3. 生活保護基準を上回る収入であっても、低所得のため一部負担（3割分）が負担できない世帯のために、治療が終わるまで減免制度が継続できるようにすること。
4. 国保料のコロナ減免の所得基準は、前年度ではなくコロナ以前の所得と比べて判断すること。

●被爆者

1. 黒い雨被害による被爆者健康手帳の早期発行ができるよう、人員を増員するなど体制を強化すること。
2. 被爆者を分断する「黒い雨被爆者の疾病要件」を撤回するよう国に繰り返し求めること。

《建設関係》

1. 乗り合いタクシーを新たな地域で導入できるよう積極的に取り組むこと。既存の乗り合いタクシーが安定的に継続できるよう地元負担を更に軽減すること。
2. 階段室型市営住宅へのエレベーター設置を復活させること。
3. 市営住宅の空き家修繕の予算を増やし、募集住宅を増やすこと。
4. 高齢者が入居しやすいセーフティーネット登録住宅を都心部に増やすこと。
5. 都心部への車の流入を防ぐため、出島と吉島を結ぶ南道路の整備を早期に進めること。
6. 区役所や区民文化センターなど、くらしに身近な公共施設にどの地域からでもバスで行き来できるよう、バスルートを見直すよう事業者を求めること。
7. 道路の白線・カーブミラー・ガードフェンスなどの新設・補修の予算を増やし、住民の要望にスムーズに応え、道路の安全を図ること。道路維持費を増やすこと。特に、横断歩道の白線が7割消えないと改善しないという方針を見直すよう県に強く要請すること。
8. 広島高速5号線シールドトンネル工事はトラブル続きで、契約期間が満了したにもかかわらず完成目途がたっていない。工期延長やトラブル対応に関する事業費増額

については、受注者責任を明確にすること。また、事業費増額の具体的な検討内容を市民に説明し、理解を得ること。

9. 倒壊のおそれがある空き家を解消する補助制度を拡充すること。

《防災関係》

1. 急傾斜地への対策事業は、条件に満たない高さ 5m未滿、対象家屋 5 戸未滿の箇所にも、融資ではなく補助をすること。県の財源を理由にせず、市独自で対応できるようにすること。
2. 「広島市がけ地近接等危険住宅移転時補助事業」を改善し、建設費などに直接補助できるようにすること。
3. レッドゾーン内で被災し家屋が滅失した敷地は、利用価値が下がり、住居を再建できない。更地のままでは固定資産税が高額になるため、軽減・減免措置をすること。
4. 盛り土団地の第 2 次の危険度調査を急ぎ、必要な対策をすること。

《コロナ・物価高騰対策関係》

1. コロナ感染や、物価高騰などによる支援金に対して課税しないよう国に求めること。
2. コロナの影響に加え、物価高騰で困っている中小事業者や市民に対して市が独自の支援策を講じること。
3. コロナ感染拡大や物価高騰の影響から、市立大学生が生活苦で健康を損なうことなく学べるよう支援すること。